平成２３年（フ）第８６８８号
大阪市淀川区十三東３丁目７番12―502号
債務者　平田ユパー
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７５５号
大阪府東大阪市荒川２丁目11番１号
債務者　日下　初江
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７７１号
大阪市東住吉区杭全５丁目４番16号　おおみやビル401号
債務者　峰平　由美
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７７２号
大阪府茨木市沢良宜東町13番29号、前住所大阪府茨木市中総持寺町10番11号
債務者　川口　史洋
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７７４号
大阪府東大阪市吉田７丁目７番27号
債務者　橋本　博美
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７７９号
大阪市旭区中宮４丁目15番17号　新大宮荘32号
債務者　山下　慎一
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７８１号
大阪市旭区森小路１丁目４番９号　旭マンション203号
債務者　西山タネ子（旧姓外村）
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７８４号
大阪府交野市星田８丁目20番103号
債務者　井上　光敏
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７８７号
大阪市浪速区敷津西２丁目７番16号　三登ハイツ403号
債務者　山内　明子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７８８号
大阪市平野区喜連西３丁目16番３―310号
債務者　池田　協二
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７８９号
大阪府摂津市鳥飼中３丁目８番１号
債務者　永田　雅代
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７９０号
大阪市淀川区新高６丁目１番７号　第三ハコダハイツ302号
債務者　田中茉美子（旧姓平）
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７９４号
大阪市住之江区安立４丁目１番４号　メゾンＡメッツ301号
債務者　植松弘太郎
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７９７号
大阪市淀川区新北野１丁目11番19―406号
債務者　棚澤　利行（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７９８号
大阪市此花区西九条１丁目17番１号
債務者　忽那清文こと　忽那　清文
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７９９号
大阪府東大阪市高井田本通６丁目５番10―501号
債務者　山下サヤカ
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８０４号
大阪府大東市野崎４丁目８番36号
債務者　内田　　仁
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８０５号
大阪府高槻市城南町１丁目５番35号
債務者　やんちゃ亭こと　寺田　　勝
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部